

Q.医師からの意見聴取とは何ですか？

A.健康診断の結果、「医師の診断」欄には、「異常なし」、「要観察」、「要精密検査」、「要治療」等の記入がされています。

これらの「異常の所見がある」と診断された労働者については、医師からその健康を保持するために必要な就業上の措置について意見を聴かなければなりません。（労働安全衛生法第66条の4）

Q.医師から述べられる「意見」とは何ですか？

A.意見の内容は以下のとおりです。

- ・ 就業区分（1 通常勤務、2 就業制限、3 要休業）
- ・ 2と3の就業区分が判定された場合は、就業上の措置の内容

*医師の意見を勘案して、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設や設備の設置や整備、医師の意見の衛生委員会等への報告などの適切な措置を講じなければなりません。